

資料

(令和5年度 第9回上越市地域公共交通活性化協議会)

路線バス・乗合タクシー 各路線の評価結果
(令和5補助年度 R4.10~R5.9)

No.	路線名	区分	令和4年度		令和5年度	
			1便当たりの利用者数	評価	1便当たりの利用者数	評価
1	上越大通り線（西城町経由）	幹線	15.0	Ⅳ現状維持	11.7	Ⅳ現状維持
2	上越大通り線（本町経由）	幹線	17.3	Ⅳ現状維持	15.2	Ⅳ現状維持
3	上越大通り線（新井行き）	幹線	8.8	Ⅳ現状維持	8.7	Ⅳ現状維持
4	浜線	支線	0.8	Ⅰ路線廃止・互助への転換	1.1	Ⅱ運行形態の転換等
5	教育大学線	幹線	6.6	Ⅳ現状維持	7.5	Ⅳ現状維持
6	富岡線	幹線	12.5	Ⅳ現状維持	13.5	Ⅳ現状維持
7	春日山・佐内線	幹線	7.6	Ⅳ現状維持	7.7	Ⅳ現状維持
8	佐内・直江津循環線	幹線	2.1	Ⅲ運行の効率化	3.7	Ⅲ運行の効率化
9	直江津・浦川原線	幹線	13.8	Ⅳ現状維持	14.3	Ⅳ現状維持
10	謙信公大通り循環線	幹線	1.8	Ⅲ運行の効率化	1.3	Ⅲ運行の効率化
11	春日山駅・アルカディアシャトル便	幹線	2.5	Ⅲ運行の効率化	1.7	Ⅲ運行の効率化
12	謙信公大通り線	幹線	1.9	Ⅲ運行の効率化	2.5	Ⅲ運行の効率化
13	南川線	幹線	9.6	Ⅳ現状維持	9.7	Ⅳ現状維持
14	桑取線	支線	9.7	Ⅳ現状維持	9.7	Ⅳ現状維持
15	名立線	幹線	3.7	Ⅲ運行の効率化	3.9	Ⅲ運行の効率化
16	能生線	幹線	9.1	Ⅳ現状維持	8.8	Ⅳ現状維持
17	山麓線	幹線	7.0	Ⅳ現状維持	6.5	Ⅳ現状維持
18	増田線	幹線	7.1	Ⅳ現状維持	9.0	Ⅳ現状維持
19	宮口線	幹線	4.3	Ⅲ運行の効率化	3.8	Ⅲ運行の効率化
20	正善寺線	支線	2.7	Ⅱ運行形態の転換等	2.4	Ⅱ運行形態の転換等
21	真砂線	幹線	2.7	Ⅲ運行の効率化	2.3	Ⅲ運行の効率化
22	高田・浦川原線	幹線	8.2	Ⅳ現状維持	8.8	Ⅳ現状維持
23	島田線	幹線	2.5	Ⅲ運行の効率化	2.4	Ⅲ運行の効率化
24	清里線	幹線	3.6	Ⅲ運行の効率化	3.2	Ⅲ運行の効率化
25	高田南循環線	支線	1.2	Ⅱ運行形態の転換等	1.9	Ⅱ運行形態の転換等
26	新井・板倉線	幹線	3.4	Ⅲ運行の効率化	3.3	Ⅲ運行の効率化
27	三針線	支線	0.9	Ⅰ路線廃止・互助への転換	0.6	Ⅰ路線廃止・互助への転換
28	犀潟駅線	支線	7.5	Ⅳ現状維持	7.9	Ⅳ現状維持
29	黒井駅線	支線	19.1	Ⅳ現状維持	17.2	Ⅳ現状維持
30	くびき駅線	支線	5.3	Ⅳ現状維持	6.6	Ⅳ現状維持
31	柳町線	支線	15.4	Ⅳ現状維持	14.6	Ⅳ現状維持
32	吉川西部循環線	支線	12.2	Ⅳ現状維持	11.7	Ⅳ現状維持
33	山直海線<幹線部分>	幹線	5.2	Ⅳ現状維持	4.5	Ⅲ運行の効率化
34	山直海線<支線部分>	支線	1.8	Ⅱ運行形態の転換等	1.6	Ⅱ運行形態の転換等
35	泉谷・勝穂循環線	支線	6.8	Ⅳ現状維持	6.8	Ⅳ現状維持
36	安塚線	幹線	2.5	Ⅲ運行の効率化	1.6	Ⅲ運行の効率化
37	大平線	支線	2.0	Ⅱ運行形態の転換等	1.9	Ⅱ運行形態の転換等
38	月影・下保倉・末広ルート	支線	1.7	Ⅱ運行形態の転換等	1.7	Ⅱ運行形態の転換等
39	岡沢ルート	支線	0.9	Ⅰ路線廃止・互助への転換	0.8	Ⅰ路線廃止・互助への転換

上越市地域公共交通活性化協議会会則改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改正案	改正前
<p>(目的)</p> <p>第2条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。)の規定に基づき、公共交通の活性化及び再生のため、地域にとって最適な公共交通のあり方について総合的な検討、合意形成、計画作成、連絡調整及び協議を行うとともに、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。)の規定に基づき、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議を行う。</p> <p>合わせて、生活交通の存続が困難な地域における公共交通の確保・維持・改善に必要な計画作成のほか、<u>利用促進策の検討や周知啓発等</u>を行うことを目的とする。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 運送法に関すること</p> <p>ア <u>運送法第9条第4項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び</u> 料金に関する事項</p> <p>イ <u>運送法施行規則第4条第2項ただし書に規定する地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な事項</u></p> <p style="text-align: center;">(追加)</p> <p>ウ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>生活交通の存続が困難な地域における公共交通の確保・維持・改善に必要な利用促進策の検討や周知啓発等に関する事項</u></p> <p style="text-align: center;">(追加)</p> <p>(5) 略</p> <p>2 <u>前項第2号のイに規定する事項は、前項の規定にかかわらず、運送法第9条第4項に掲げる</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。)の規定に基づき、公共交通の活性化及び再生のため、地域にとって最適な公共交通のあり方について総合的な検討、合意形成、計画作成、連絡調整及び協議を行うとともに、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。)の規定に基づき、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議を行う。</p> <p>合わせて、生活交通の存続が困難な地域における公共交通の確保・維持・改善に必要な計画作成_____を行うことを目的とする。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 運送法に関すること</p> <p>ア <u>運送法第9条に規定する地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・</u> 料金に関する事項</p> <p>イ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p>

改正案	改正前
<p><u>構成員からなる協議会（以下「運賃等協議会」という。）において協議するものとする。</u> (追加)</p> <p><u>(運賃等協議会)</u> 第10条 協議会は、必要に応じ、第3条第2項に規定する運賃等協議会を設置することができる。 2 運賃等協議会の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (追加)</p> <p><u>(地区公共交通懇話会)</u> 第11条 協議会は、地域にとって最適な公共交通のあり方について意見を聞くため、必要に応じ、地区公共交通懇話会（以下「懇話会」という。）を設置することができる。 2 懇話会の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (追加)</p> <p>(関係者の出席等) 第12条 略</p> <p>(協議結果の取扱い) 第13条 略</p> <p>(財務) 第14条 略</p> <p>(事務局) 第15条 略</p> <p>(報酬及び費用弁償) 第16条 略</p> <p>(その他) 第17条 略</p>	<p>(関係者の出席等) 第10条 略</p> <p>(協議結果の取扱い) 第11条 略</p> <p>(財務) 第12条 略</p> <p>(事務局) 第13条 略</p> <p>(報酬及び費用弁償) 第14条 略</p> <p>(その他) 第15条 略</p>

改正案	改正前
<p>(別記様式)</p> <p>道路運送法施行規則第4条2項に基づく<u>地域公共交通会議等</u>において協議が調っていることの証明書</p> <p>年 月 日に開催した 年度第 回 上越市地域公共交通活性化協議会において、下 記事項に関し、協議が調ったことを証明する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 協議が調っている<u>路線又は営業区域</u> _____</p> <p>2 協議が調っている<u>運行系統または運送の 区間</u> _____</p> <p>3 適用する期間又は区間その他の条件を付 す場合には、その条件 適用する期間 年 月 日から</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 上越市地域公共交通活性化協議会 会 長</p>	<p>(別記様式)</p> <p>道路運送法第9条第4項及び同法施行規則 第9条第2項に掲げる _____ 協議が調っている ことの証明書</p> <p>年 月 日に開催した 年度第 回 上越市地域公共交通活性化協議会において、下 記事項に関し、協議が調ったことを証明する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 協議が調っている路線 _____ 別紙 <u>協議運賃路線一覧表のとおり</u></p> <p>2 協議が調っている<u>運賃(料金)の種類、額 及び適用方法</u> 別紙 <u>運賃表のとおり</u></p> <p>3 適用する期間又は区間その他の条件を付 す場合には、その条件 適用する期間 年 月 日から</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 上越市地域公共交通活性化協議会 会 長</p>

上越市地域公共交通活性化協議会会則

(名称)

第1条 本会は、上越市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）の規定に基づき、公共交通の活性化及び再生のため、地域にとって最適な公共交通のあり方について総合的な検討、合意形成、計画作成、連絡調整及び協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）の規定に基づき、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議を行う。

合わせて、生活交通の存続が困難な地域における公共交通の確保・維持・改善に必要な計画作成のほか、利用促進策の検討や周知啓発等を行うことを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

(1) 活性化法に関すること

ア 活性化法第5条第1項に規定する地域公共交通計画の作成及び変更に関する事項

イ 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整及び協議を行うことに関する事項

(2) 運送法に関すること

ア 運送法第9条第4項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する事項

イ 運送法施行規則第4条第2項ただし書に規定する地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な事項

ウ 運送法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送のうち運送法施行規則第49条第1項第1号に規定する交通空白地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項

(3) 公共交通の維持・確保・改善に関すること

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2条第1項に規定する事業に関すること。

(4) 生活交通の存続が困難な地域における公共交通の確保・維持・改善に必要な利用促進策の検討や周知啓発等に関する事項

(5) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

2 前項第2号のアに規定する事項は、前項の規定にかかわらず、運送法第9条第4項に掲げる構成員からなる協議会（以下「運賃等協議会」という。）において協議するものとする。

(組織)

第4条 協議会は、委員25名以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる人により構成する。

- (1) 上越市総合政策部長又はその指名する人
- (2) 公共交通事業者等の代表者又はその指名する人
- (3) 運送法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送事業者等の代表者又はその指名する人
- (4) 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項に規定する道路管理者又はその指名する人
- (5) 新潟県警察上越警察署長又はその指名する人
- (6) 市民又は地域公共交通の利用者
- (7) 国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局長又はその指名する人
- (8) 新潟県交通政策局長又はその指名する人
- (9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する人
- (10) 学識経験を有する人
- (11) その他協議会が必要と認める人

3 第2項第1号から第5号まで及び同項第7号から第9号までに掲げる委員については、協議会に代理人を出席させることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

2 会長は、第4条第2項第1号に規定する委員をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(監査委員)

第6条 協議会に監査委員を2人置く。

2 監査委員は、会長が指名する。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(委員の任期)

第7条 協議会の委員の任期は、2年以内で第3条に規定する協議事項の協議に必要な期間とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会の議決を要する事項については、出席委員（代理人を含む。以下同じ。）の全員の賛成をもってこれを決する。
- 4 会長は、会議で議決すべき案件が軽易であると認めるとき、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めるときは、書面により議決を行うことができる。
- 5 前項の規定により、書面により議決を行うときは、第2項及び第3項の規定を準用する。
- 6 第3項及び第4項の規定にかかわらず、「地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日国自旅第161号）に定める「地域公共交通会議及び運営協議会の設置並びに運営に関するガイドライン」5.(3)会議等における検討プロセスに基づく協議結果は、協議会の議決があったものとする。
- 7 協議会の会議は、原則として公開とする。

(部会)

第9条 協議会は、必要に応じ、部会を設置することができる。

- 2 部会は、協議会の運営にあたり必要な事項その他協議会が必要と認める事項を処理する。
- 3 部会の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(運賃等協議会)

第10条 協議会は、必要に応じ、第3条第2項に規定する運賃等協議会を設置することができる。

- 2 運賃等協議会の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(地区公共交通懇話会)

第11条 協議会は、地域にとって最適な公共交通のあり方について意見を聞くため、必要に応じ、地区公共交通懇話会（以下「懇話会」という。）を設置することができる。

- 2 懇話会の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(関係者の出席等)

第12条 協議会及び部会は、協議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第13条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実行に努めるものとする。

2 協議会において協議が調ったときは、関係者に対して証明書(別記様式)を発行することができる。

(財務)

第14条 協議会の予算、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第15条 協議会の事務局は、上越市交通政策課に置く。

2 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

3 地域公共交通及び有償運送に関する相談、苦情、その他通報等に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定める。

(地域公共交通及び有償運送に関する窓口)

上越市総合政策部交通政策課

電 話 025-520-5633

ファックス 025-526-8363

(報酬及び費用弁償)

第16条 協議会の委員の報酬及び費用弁償に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第17条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この会則は、平成20年7月25日から施行する。

この会則は、平成22年4月1日から施行する。

この会則は、平成23年6月6日から施行する。

この会則は、平成23年6月6日から施行する。

この会則は、平成24年3月26日から施行する。

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

この会則は、平成24年7月25日から施行する。

この会則は、平成26年12月25日から施行する。

この会則は、平成27年4月1日から施行する。

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

この会則は、平成29年5月24日から施行する。

この会則は、令和元年5月27日から施行し、改正後の上越市地域公共交通活性化協議会会則の規定は、平成31年4月1日から適用する。

この会則は、令和2年6月18日から施行する。

この会則は、令和3年2月19日から施行する。

この会則は、令和3年10月11日から施行する。

この会則は、令和5年4月1日から施行する。

この会則は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式

道路運送法施行規則第4条第2項に基づく地域公共交通会議等
において協議が調っていることの証明書

年 月 日に開催した 年度第 回上越市地域公共交通活性化協議会に
おいて、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

- 1 協議が調っている路線又は営業区域

- 2 協議が調っている運行系統または運送の区間

- 3 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
適用する期間 年 月 日から

年 月 日
上越市地域公共交通活性化協議会
会 長

パブリックコメント（市民意見公募手続）

結果公表

令和6年1月10日から令和6年2月9日までの間「第2次上越市総合公共交通計画(後期再編計画)(案)」について、パブリックコメントを実施した結果、次のとおりご意見が寄せられました。いただいたご意見に対する市長等の考え方をまとめましたのでお知らせします。

なお、この計画(案)は、パブリックコメント等による修正はありません。
ご意見をお寄せくださりありがとうございました。

■意見を求めた案件名：第2次上越市総合公共交通計画（後期再編計画）（案）

結果公表期間	令和6年3月18日（月）～ 令和6年4月17日（水）
結果公表場所	交通政策課、市政情報コーナー（市役所木田第一庁舎1階）、各総合事務所、南出張所、北出張所、高田城址公園オーレンプラザ、高田図書館、高田図書館浦川原分館、市民プラザ、教育プラザ、直江津学びの交流館、ユートピアくびき希望館、市ホームページ

■寄せられた意見数 4件（1人）

【内訳】

計画（案）に対する意見	反映した意見	件
	一部反映した意見	件
	反映しなかった意見	1 件
	既に計画（案）に記載済の意見	1 件
計画（案）以外の意見		2 件

■問合せ先

上越市総合政策部交通政策課	電話：025-520-5633（直通）
---------------	---------------------

※パブリックコメント条例に関するご質問は広報対話課市民対話係へお問い合わせください。
電話：025-520-5615（直通）

パブリックコメントで寄せられたご意見と市の考え方

案件名	第2次上越市総合公共交通計画(後期再編計画)(案)	担当課	交通政策課
-----	---------------------------	-----	-------

No.1	ご意見の該当箇所： 計画案以外
ご意見	<p>市役所のHP への提案であるが、「第2次上越市総合公共交通計画(後期再編計画)(案)」そのものが、どこに掲載されているのかわかりづらいのではないかと。市役所関係者ならば、広報対話課サイトへ飛ぶであろうが、そうではない私には少々時間が必要だった。</p> <p>例えば、交通政策課の下記のサイトで、計画案に対してパブリックコメントを求めている。しかし、その計画案自体がすぐクリックして見られるわけではない。計画案へのリンクを貼る事を提案したい。</p> <p>https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/kotsu/pub2024-01-10.html 及び交通政策課のHP メインページを見ても、計画案が見つけれられない。ご一考を願う。 https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/kotsu/</p>
対応状況	その他
市の考え方	ご意見を踏まえ、担当課のページにも計画案を掲載するなど、よりアクセスしやすいページの構成に取り組んでまいります。

No.2	ご意見の該当箇所： (P31)…(3) 技術の進歩(ICT、脱炭素) (P103)…4 新しい技術の活用に向けた検討
ご意見	<p>デマンドバス利用者の大半が高齢者であることを考えると、インターネットでの予約にさらなる資金をかけて改善する必要はないのでは。現在のインターネット予約サイトは、ソフトウェアの使い勝手が良いとは思えないが、東頸バスで電話予約するのに不便は全くない。予約が電話またはインターネットのどちらかでされているか、調べてみることを提案したい。</p>
対応状況	反映不可
市の考え方	<p>デマンドバスの予約は電話でしか受付ができませんでしたが、令和4年度から導入を始めた「予約型コミュニティバス」においては、インターネットでも予約ができるように対応しました。</p> <p>また、予約型コミュニティバスの予約にあたっては、電話の場合、平日しか受け付けていませんが、インターネットから行う場合には毎日予約が可能であり、より利便性が向上しています。</p> <p>現在、予約型コミュニティバスの利用者は高齢者が多いこともあり、電話予約が約9割を占め、インターネット予約は高校生などに限られている状況にありますが、今後、様々な分野でデジタル化が進んでいくと想定されることから、インターネット予約は継続していく予定です。</p> <p>なお、インターネット予約の使い勝手が悪いとのことですが、利用しやすくなるよう改善に努めるとともに、インターネット予約を気軽に活用していただけるよう、出前講座などを通じて、使用方法等について地域の皆さんに説明してまいりたいと考えております。</p>

No.3	<p>ご意見の該当箇所： (P37)…1 市民の日常生活における移動手段の確保 (P42)…2 バス路線の評価と方向性の検討 (P46)…4 バス路線がない地域の移動手段の確保</p>
ご意見	<p>公共交通をめぐる財政的に厳しい状況下、地域・集落での助け合いが将来必要になってくるのは明らかである。かつ、国際的な政治状況、例えば中東地域や台湾海峡の問題を考えると、今は必要度が低いかもしれないが、石油輸入量が減る場合、公共の足を確保しなくてはいけない時代が来ないとも言えない。細々で良いから、公共交通の存続を望む。本当に必要になった時にこそ、その恩恵が伝わるように思う。</p>
対応状況	記載済
市の考え方	<p>本計画では、「公共交通により市民の日常生活の移動手段を確保すること」及び「将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークを構築すること」を基本方針として掲げております。利用者の減少や、公共交通を確保するための市の財政負担の増加により、今後も現状の公共交通ネットワークを維持していくことが難しい状況にあります。路線バスや市営バス、乗合タクシーなどのほか、計画書(案)46ページの図表5-8に記載した、福祉有償運送、互助による輸送、近所の助け合いによる輸送など、各地域の実情や利用者のニーズに即して様々なツールを組み合わせながら、市民の日常生活の移動手段を確保していきたいと考えております。</p>

No.4	<p>ご意見の該当箇所： (P98)…(2) 公共交通を利用しやすくするサービスの向上 (P99)…(3) モビリティ・マネジメント</p>
ご意見	<p>最後に、牧区デマンドバスに関して一言。バスは快適で、運転手の方々は親切・丁寧な運転・時間に正確である。乗車中に牧区の人々の生活を垣間見る事ができるのもバスに乗る楽しみの一つ。交通系Youtuber にでも宣伝してもらったらいかがですか。見上げるところにある深山荘、本当に人が住んでいるのかと思われる山里にまでバスが行くのは、おそらく高田・直江津に住んでいる人にとっては驚きでしょう。このバスは、上越市の誇りではないでしょうか。</p>
対応状況	その他
市の考え方	<p>予約型コミュニティバスについては、利用者から、「好きな時間に利用でき非常に便利になった」、「自宅の近くに停留所が設置され利用しやすくなった」などの声が寄せられ、好評をいただいているほか、早朝・夕暮れ時の高校生の通学利用や、牧区においては、高齢者が連れ立って深山荘を訪れる際に利用するなどといった利用も生まれてきており、日常生活を支える有効な移動手段として、地域住民の皆さんに受け入れられております。</p> <p>こうした予約型コミュニティバスをはじめとする公共交通を維持確保していくためには、皆さんから利用していただき、利用者を増やすことが重要であることから、様々なメディアを活用し、利用方法や運行情報、お得な乗車券など、公共交通に関する情報の周知啓発を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>動画を活用した周知についてもその一つであると捉えておりますことから、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

地域内フィーダー系統補助の系統毎の収支状況

(単位：千円)

・安塚線

	R4 実績 a	R5 実績 b	差 b-a
収入	1,742	1,334	▲408
支出	8,052	8,061	9
収支率(%)	21.6%	16.5%	-
フィーダー補助	2,726	2,232	▲494
市補助	3,583	4,495	912

・島田線(1)、(2)

	R4 実績 a	R5 実績 b	差 b-a
収入	2,443	2,139	▲304
支出	13,801	13,906	105
収支率(%)	17.7%	15.3%	-
フィーダー補助	4,769	3,904	▲865
市補助	6,589	7,862	1,273

・佐内・直江津循環線

	R4 実績 a	R5 実績 b	差 b-a
収入	653	495	▲158
支出	7,069	3,263	▲3,806
収支率(%)	9.2%	15.1%	-
フィーダー補助	3,227	1,037	▲2,190
市補助	3,188	1,730	▲1,458

・岡沢ルート

	R4 実績 a	R5 実績 b	差 b-a
収入	312	298	▲14
支出	4,973	4,755	▲218
収支率(%)	6.3%	6.2%	-
フィーダー補助	1,346	941	▲405
市補助	361	444	83

・月影・下保倉・末広ルート

	R4 実績 a	R5 実績 b	差 b-a
収入	894	841	▲53
支出	5,349	5,926	577
収支率(%)	16.7%	14.1%	-
フィーダー補助	825	554	▲271
市補助	3,629	4,530	901

・真砂線

	R4 実績 a	R5 実績 b	差 b-a
収入	1,430	1,329	▲101
支出	7,741	7,621	▲120
収支率(%)	18.5%	17.4%	-
フィーダー補助	2,726	2,087	▲639
市補助	3,584	4,204	620

・安塚区予約型コミュニティバス

	R4 実績 a	R5 実績 b	差 b-a
収入		212	
支出		5,110	
収支率(%)		4.1%	
フィーダー補助		1,554	
市補助		3,344	

・牧区予約型コミュニティバス(市営バス)

	R4 実績 a	R5 実績 b	差 b-a
収入		135	
支出		5,157	
収支率(%)		2.5%	
フィーダー補助		1,710	
市負担		3,312	

・地域内フィーダー系統全体

	R4 実績 a	R5 実績 b	差 b-a
収入	7,475	6,782	▲693
支出	46,986	56,436	9,450
収支率(%)	15.9%	12.0%	-
フィーダー補助	15,619	14,019	▲1,600
市補助・負担	20,934	32,423	11,489

※千円未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。